

地方公営企業会計制度の見直しの概要について

I 基本的な考え方

1 現行の企業会計原則の考え方を最大限取り入れたものとする

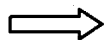
・更なる経済性の発揮のため、最大限、現行の企業会計原則の考え方を取り入れる。

2 地方公営企業の特性等を適切に勘案すべきこと

・負担区分原則に基づく一般会計等負担や国庫補助金等の存在に十分意を用いて、これらの公的負担の状況を明らかにする必要がある。

3 地域主権改革に沿ったものとする

・経営の自由度の向上を図る観点から、資本制度等の見直しを行う。



(1) 資本制度の見直し

第1次一括法による地方公営企業法の一部改正(平成24年4月1日施行)

※平成24年2月議会において条例改正案可決 → 同年4月1日施行

(2) 会計基準の見直し

関係政省令の改正、告示の制定(政令施行:平成24年2月1日)

平成26年度予算及び決算から適用

II 主な内容

① 借入資本金制度の廃止

・企業債が、借入資本金から負債へ

② 補助金等により取得した固定資産の償却制度等の改正(みなし償却制度の廃止)

みなし償却・・・補助金等により取得した固定資産について、取得価額から補助金相当額を控除した金額を帳簿原価とみなして減価償却すること

・補助金等が、資本剰余金から負債へ(減価償却に応じ収益化)

③ 引当金の計上義務化(退職給付引当金、賞与引当金など)

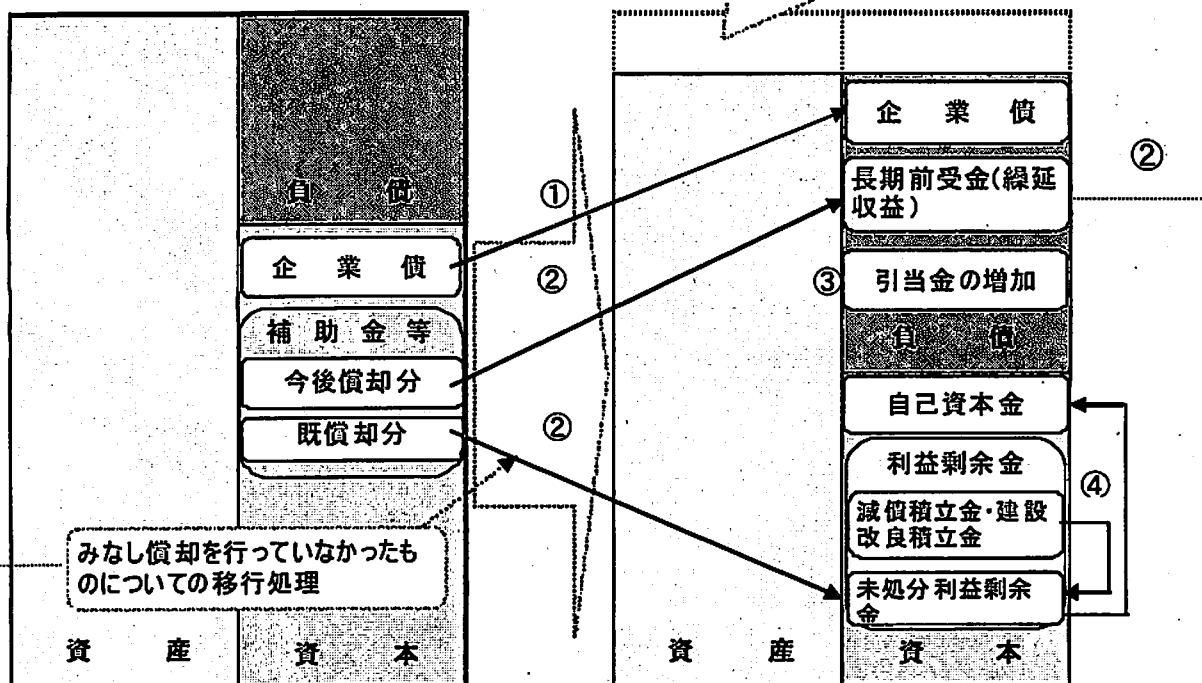
・負債が増加

④ 組入資本金制度の改正

・未処分利益剰余金から自己資本金へ

⑤ キャッシュフロー計算書の導入

貸借対照表の変化(イメージ図)



改正後の損益計算書(イメージ図)

営業収益	〇〇〇〇	
営業費用	〇〇〇〇	
...	〇〇〇〇	
減価償却費	〇〇〇〇	②
...	〇〇〇〇	
営業利益	〇〇〇〇	
営業外収益	〇〇〇〇	
...	〇〇〇〇	
長期前受金戻入	〇〇〇〇	②
営業外費用	〇〇〇〇	
経常利益	〇〇〇〇	
特別利益	〇〇〇〇	
特別損失	〇〇〇〇	
...	〇〇〇〇	
過年度損益修正損	〇〇〇〇	③
当年度純利益	〇〇〇〇	
→ 其他未処分利益剰余金変動額	〇〇〇〇	
当年度未処分利益剰余金	〇〇〇〇	

Annotations:

- ② (Top):** これまで「みなし償却」を行っていた資産については、減価償却費が増加 (For assets previously impaired, depreciation expense increases)
- ② (Middle):** 長期前受金戻入の計上により、収益が増加 (Income increases due to recognition of long-term receivables return)
- ③:** 移行処理分(退職給付引当金繰入額等) (Transfer treatment amount (retirement benefit provision transfer amount, etc.))